

大野市監査告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和7年2月20日

大野市監査委員 松田浩次

大野市監査委員 廣田憲徳

令和6年度
隨時監査（工事監査）結果報告書

令和7年2月

大野市監査委員

目 次

1	大野市監査基準への準拠	1 頁
2	監査の種類	1 頁
3	監査の対象及び実施期間	1 頁
4	対象工事の概要	1 頁
5	監査の着眼点（評価項目）	1 頁
6	監査の主な実施内容	3 頁
7	監査結果	4 頁
8	総括意見	4 頁

1 大野市監査基準への準拠

令和6年度随時監査（工事監査）は、大野市監査基準（令和2年大野市監査告示第2号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項に基づく随時監査（工事監査）

3 監査の対象及び実施期間

（1）監査の対象

対象工事 開成中学校長寿命化改良（統合）工事（令和5年度既済部分）

対象部課 教育委員会事務局 教育総務課、行政経営部 総務課 契約管理室

（2）実施期間

書類検査 令和7年1月24日から令和7年2月5日

説明聴取 令和7年2月5日

4 対象工事の概要

（1）全体の概要

①工事名称 開成中学校長寿命化改良（統合）工事

②工事場所 大野市 新庄 地係

③契約日 当初 令和5年6月5日

変更 令和6年3月18日

④契約金額 当初 1,040,160,000円

変更 なし

⑤工期 令和5年6月6日から令和7年3月25日

⑥施工業者 横田・岡田・中保屋・山二開成中学校長寿命化改良（統合）工事

共同企業体 代表者 横田建設株式会社 代表取締役 横田憲一

⑦契約方法 公募型指名競争入札

⑧工事概要 ・校舎の長寿命化改良工事 RC造1～3階建 計7,488㎡

・エレベーター棟増築 鉄骨造3階建 57㎡

（2）令和5年度既済部分の概要

①検査認定額 538,308,100円

②出来形内容 校舎棟：普通教室棟他一部

5 監査の着眼点（評価項目）

監査における主な着眼点は次のとおりとした。

項目	着眼点
設計	<ul style="list-style-type: none"> ・設計書（積算書）が適正に作成されているか ・設計図面が適正に作成されているか ・仕様書が適正に作成されているか
設計審査	<ul style="list-style-type: none"> ・契約管理室において適正に設計審査が実施されているか ・設計書、図面、仕様書の内容に不一致はないか
積算	<ul style="list-style-type: none"> ・数量、金額が正確であり、またその算出根拠は明確か ・労務単価、材料単価、機械器具損料等は標準代価表を使用しているか
入札	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加通知書が適正に作成されているか
契約	<ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金が収納されているか ・議会の議決手続きは適正にされているか ・予定価格表が添付されているか ・契約書に不備はないか ・前払い金の支出は適正か
契約変更	<ul style="list-style-type: none"> ・契約変更書が適正に作成されているか ・変更理由は適切か ・契約保証金額は適正か ・決裁区分に誤りはないか
検査	<ul style="list-style-type: none"> ・契約管理室において適正に検査を行っているか ・契約締結前に着工しているものはないか ・検査の期日は適切か ・工事検査調書が適正に作成されているか ・施工計画書が適正に作成されているか ・建設リサイクル法に基づく書面があることを確認しているか ・着工届、完成届、現場代理人等届、承諾書、施工図、竣工図、履行報告書等が遅滞なく提出され、確認しているか ・工事記録写真は見やすく整理され、不可視部分の施行状況が確認できる写真があるか ・各種検査、材料試験等が適正に行われ、その記録が適正に整備されており、監督員による立会検査等に関する書類が整備されているか ・施工業者との情報共有など、連携が図られているか ・工事中の安全管理は適切に行われているか ・委託している検査支援業務について、適正に業務が行われその報告書が作成されているか
支払	<ul style="list-style-type: none"> ・支払の遅延はないか

6 監査の主な実施内容

上記の監査の着眼点（評価項目）について、事前に監査資料の提出を求め、関係書類等を検査するとともに、適宜書面及び口頭による質問・照会への回答や関係職員から執行状況等の説明を聴取するなどの方法により、事務執行面及び技術面について監査を実施した。なお、技術面については、行政経営部総務課契約管理室において検査支援業務委託をしている公益財団法人福井県建設技術公社から提出された業務完了報告書を参考として総括的に監査を実施した。

なお、監査の結果については、次のとおり区分することとした。

区分	内容	処置の内容
指摘	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令に違反すると認められる事案 2 予算目的に反していると認められる事案 3 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案 4 事務処理等が適切性を欠くと認められる事案 5 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案 6 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案 7 前回までの監査で指摘事項又は要望事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの 8 その他著しく不適切あるいは著しく妥当性を欠くもの 	<p>具体的内容を監査の結果報告に記載して市長等に提出するとともに公表する。</p> <p>また、監査委員は、監査対象機関の長に対し、文書で通知し、その措置について回答を求める。</p>
検討・要望	<p>指摘事項には該当しないが改善の検討を求めるもの、業務運営にあたって留意や努力を要望するもの</p>	<p>監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善の検討を求め、又は要望する。</p>

		また、検討事項については、監査委員が必要と認める場合、監査委員は監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で措置等について回答を求めることができる。
--	--	--

7 監査結果

上記1から6までに記載したとおり監査した限りにおいて、予算の執行は公正妥当であり、工事が法令に適合し適正かつ効率的に執行され、指摘事項、検討事項及び要望事項は認められなかった。

8 総括意見

児童生徒にとって、よりよい教育環境を充実させることは重要であり、今後も引き続き、公共工事の適正な執行に努めるとともに、より一層市民生活の利便性向上に貢献されることを期待する。